

パートナーシップ宣誓制度を拡充します
～ファミリーシップ宣誓制度導入の検討～

尼崎市は、多様性を認め合いながら、「互いの人権を尊重し、ともに生きるまち」の実現を目指し、この度、パートナーシップ宣誓制度を拡充し、ファミリーシップ宣誓制度の導入に向けて検討を始めます。

本制度を通じて、同性カップルや事実婚のカップルなど、様々な事情により婚姻の届け出をしない、あるいはできない市民の皆様が自己実現に向けて生きる力や喜びが感じられるようさらなる取組を推進します。

1 ファミリーシップ宣誓制度導入検討の背景

本市は、令和2年1月から性的マイノリティの二人が互いを人生のパートナーとする宣誓をしたことに対して、市が宣誓書受領証を交付するパートナーシップ宣誓制度を導入し、令和6年8月20日時点で46組に交付しています。こうした中、宣誓者の方から、例えばパートナーの子どもの保育所等の送り迎え、行事への参加の際や、パートナーの親の病院や介護施設等での面会や付き添いの際に、その関係性について理解を得られにくいといった困りごとや不安の声が寄せられています。また、事実婚カップルについても、同様の日常生活の困りごとや不安を抱えており、いずれも制度の対象としてほしいとの声がありました。

2 制度名称

(仮称) 尼崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

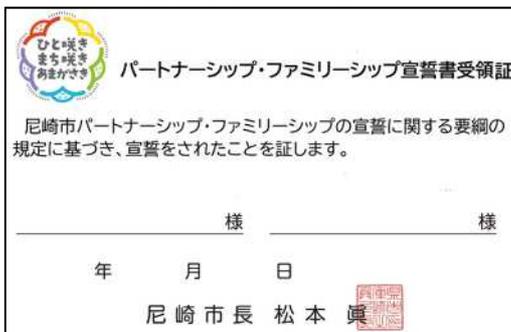
3 根拠規定

(仮称) 尼崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する要綱

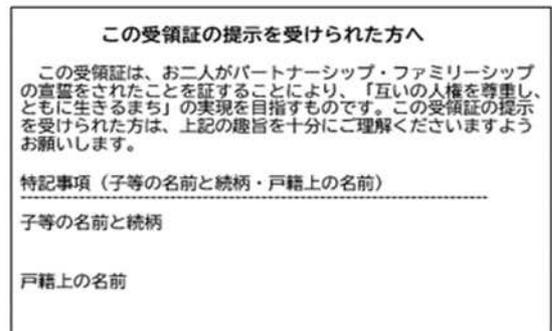
4 交付書類の内容とデザイン案

現行のパートナーシップ宣誓制度の対象に、互いのパートナーの子又は親を制度の対象者に含め、宣誓書受領証に名前等を記載するとともに、事実婚カップルも対象者に含めます。

【表面イメージ】



【裏面イメージ】



(仮称) 尼崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

(縦 48 ミリ、横 76 ミリ)

5 申請者の要件案

- (1) 双方が民法に定める成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が尼崎市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者がいないこと。
- (4) 申請者の相手方以外の者とのパートナーシップ関係がないこと。
- (5) 双方が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族）でないこと。
- (6) 申請者の子又は親であること

6 ファミリーシップ宣誓制度導入に向けた今後の進め方

これから市民意見聴取プロセスを経るとともに、尼崎市男女共同参画審議会の意見を聴取しながら制度案を構築します。今後の進め方は次のとおりです。

- ・令和6年9～10月 市民意見聴取プロセス ステップ1・2
- ・令和6年12～1月 パブリックコメントの実施
- ・令和7年3月 パブリックコメントの結果公表の実施
- ・令和7年6月 制度開始

以 上